

第 6448 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 5月 29日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 相続税の申告期限の延長手続き

Q : 相続税の申告が新型コロナの関係で期限延長が認められるようになったとか。どのようになっていますか？

A : 次のようになっています。

【解説】

国税庁は、新型コロナの影響で相続税の申告が申告期限までにできない場合に、延長を認める措置を公表しました。

概要は、次のとおりです。

1. 個別延長が認められる場合

新型コロナウイルス感染症に感染した場合はもとより、新型コロナウイルス感染症の影響によって相続人等が次のような状況となっていることにより、申告をすることが困難なケースなどが該当します。

- ・ 体調不良により外出を控えている場合
- ・ 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの場合
- ・ 感染拡大により外出を控えている場合

また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

なお、個別の申請により申告期限等が延長されるのは申請を行った者のみとなり、他の相続人等の申告期限等は延長されませんので注意してください。

2. 申告、納付期限

申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることになります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

